

令和4年5月12日

株式会社ポジティブドリームパーソンズ 御中

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木 尉久

〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL.078-361-7201

FAX.078-361-7205

URL : <https://hyogo-c-net.com>

[連絡先]

〒650-0015

神戸市中央区多聞通2丁目5-16三江ビル8階

ともしび法律事務所

弁護士 加藤 昌利

TEL.078-367-7720

FAX.078-367-7730

質問書

当法人は、神戸市に事務所を置き、消費者被害防止・救済のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用の差止請求活動を行うことを目的として、平成20年5月28日に内閣総理大臣から適格消費者団体の認証を受けた団体です。

今般、当法人は、貴社に対し、貴社が経営する結婚式場の結婚式及び披露宴について定めた利用規約について下記の質問がございます。

つきましては、本書面に対する回答を、本書面到達後1か月以内に文書にてご回答頂きたく申し入れます。

なお、本書面及び本書面に対する貴社の回答の有無や内容等本書面に関する経緯・内容はすべて公表致しますのでその旨申し添えます。

記

貴社の経営する THE MARCUS SQUARE KOBE の結婚式・披露宴に関する利用規約（ウェディングパーティご利用規約。以下「本件規約」といいます。）は、契約後に解約する場合に関して、披露宴当日より起算して解約日が181日前までの場合、申込金全額（本件規約第1条によれば申込金の額は20万円）及び実費を解約料として申し受けとされています（本件規約第6条）。

上記規定は消費者契約の解除に伴う損害賠償額の予定に該当しますが、181日前の解約には1年以上前の解約や1年半以上前の解約も含まれるところ、

そのような早期の段階で申込者が解約したとしても貴社の被る損害はおよそ考え難く、また364日前～181日前の解約であっても申込金20万円全額に相当する程の損害が発生することも考え難く、いずれにしても消費者契約法第9条1号の平均的損害を超える条項に該当する可能性が高く、平均的損害を超えた部分については無効となる可能性があります。

また、貴社は以前の利用規約において、申込時に支払った申込金は取消の場合一切返却しない等とされていたところ、適格消費者団体公益社団法人全国消費生活相談員協会から消費者契約法第9条1号、第10条の不当条項に該当するものとして使用差止の申入れを受け、平成24年、披露宴予定日より365日以前では取消料は発生しない、364日前より181日前までは5万円等とする旨の規約の改定を行い不当条項の改善・是正を図ったという経緯もあります。

つきましては、貴社の経営する結婚式場の結婚式・披露宴に関する利用規約について以下の質問を行います。

- (1) 貴社の経営する THE MARCUS SQUARE KOBE 及びその他全ての結婚式場の結婚式・披露宴に関する利用規約における解約に関する定めの内容をご教示下さい。なお、ご回答に代えて各式場の利用規約をご提出いただくのでもかまいません。
- (2) 平成24年に、披露宴予定日より365日以前では取消料は発生しない、364日前より181日前までは5万円等と改正された利用規約が現在の定めに変更されたのはいつのことですか（式場毎に変更時期が異なるのであれば、式場毎に変更時期を明示して下さい）。

また、その変更の理由はどのようなことでしょうか（式場毎に変更理由が異なるのであれば、式場毎に変更理由を明示して下さい）。

以上